

平成 30 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント  
代表者名 代表取締役社長 小田 玄紀  
(コード番号：3825)  
問合せ先 管理部 部長 廣谷 慎吾  
(TEL：03-6303-0280)

## 当社子会社に対する関東財務局の業務改善命令に関するお知らせ

当社の子会社で仮想通貨事業を営む株式会社ビットポイントジャパン（本社：東京都港区、代表取締役 小田玄紀、以下「BPJ」といいます。）は、本日、関東財務局より資金決済に関する法律第 63 条の 16 の規定に基づき、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため、下記の事項について業務の運営に必要な措置を講じるよう、業務改善命令を受けましたのでお知らせいたします。

本件により、BPJ のサービスをご利用中のお客様、また当社株主の皆様をはじめ関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社及び BPJ は、このたびの行政処分を真摯かつ厳粛に受け止め、まずは指摘事項のひとつである経営管理態勢のさらなる充実と強化を速やかに図るとともに、そのほか指摘を受けた事項については、改善対応策等の必要な措置を速やかに講じることで、「安心・安全な仮想通貨取引」のための対策の構築と徹底、ひいては一刻も早い皆様の信頼回復へ向けて、全社一丸となって業務遂行に専心する所存でございます。

### 記

#### 1. BPJ に対する業務改善命令の内容

- (1) 仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため、以下に掲げる事項について業務の運営に必要な措置を講じること。
  - ① 経営管理態勢の構築
  - ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理態勢の構築
  - ③ 利用者財産の分別管理態勢の構築
  - ④ 利用者保護措置に係る管理態勢の構築
  - ⑤ システムリスク管理態勢の構築
  - ⑥ 仮想通貨の新規取扱等に係るリスク管理態勢の構築
- (2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成 30 年 7 月 23 日までに、書面で提出すること。
- (3) 上記(2)に関する業務改善計画の実施完了までの間、1 ヶ月毎の進捗・実施状況を翌月 10 日までに、書面で報告すること

#### 2. 今後の見通し

本件により平成 30 年 5 月 15 日に開示をした今期の連結業績予測の修正は現時点で予定しておりません。今後、開示すべき事項が生じた際にはすみやかにお知らせいたします。

以 上